

5. 会社法 106 条但書の法意～最判平 27.2.19【百選 11】

【論述例】

1 Xは、本件各決議について、「当該決議の取消しを請求する」「訴え」（831 条 1 項柱書）を提起することが考えられる。

2 訴訟要件

Aが「死亡」（民法 882 条）したことによって、Aの「妹」として「相続人」（民法 889 条 1 項 2 号）となるX及びBは、「被相続人」Aの「財産」である本件準共有株式を「相等しい」「相続分」（2 分の 1）で「承継」（民法 896 条本文、900 条 4 号本文）しているが、本件準共有株式について、権利を行使する者の指定及びY社に対するその者の氏名又は名称の通知はされていない。この場合に、Xが「株主」（831 条 1 項柱書）にあたるか。

(1) 前提として、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」（民法 898 条）ところ、株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（105 条 1 項 1 号）、残余財産の分配を受ける権利（同項 2 号）などのいわゆる自益権（株主が会社から経済的利益を受けることを目的とする権利）と、株主総会における議決権（同項 3 号）などのいわゆる共益権（株主が会社の管理運営に参加し、経営に参与することを目的とする権利）とを有するのであって、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。そうすると、本件準共有株式は、「数人で所有権以外の財産権を有する」状態（民法 264 条。以下「準共有」という。）となり、「2 以上の者の共有に属するとき」にあたるため、「共有者は……権利を行使する者 1 人を定め、株式会社に対し……通知しなければ……権利を行使することができない」（106 条本文）。

株主総会決議取消しの訴えを提起する権利は共益権の一環であるから、「当該株式についての権利」（同条本文）にあたる。

したがって、Xは、「株主」にあたらないのが原則である。

(2) もっとも、会社側に信義則（民法 1 条 2 項）に反する行為が認められる特段の事情があれば、この限りではない。

そして、株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、当該株式が会社の発行済株式の過半数を占めているのに本件各決議がされたとしてその旨登記されている本件のようなときは、上記の特段の事情が存在し、他の共同相続人は、「株主」にあたるといえるべきである。なぜならば、106 条本文は、

会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、当該訴訟において、株式を準共有する共同相続人により権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として株主総会の開催及びその総会における決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、当該手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、当該株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、当該規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである。

- (3) したがって、Xは、「株主」にあたり、本件各決議がなされた平成22年11月11日から「3か月以内」(831条1項柱書)であれば、Y社を「被告」(834条17号)として、Y社の「本店の所在地を管轄する地方裁判所」(835条1項)に、かかる訴えを提起することができる。

3 本案勝訴要件

- (1) 上記のとおり、本件準共有株式については、権利を行使する者の指定及びYに対するその者の氏名又は名称の通知はされていなかった。となると、Bは、「議決権を行使することができる株主」(309条1項)にあたらないにもかかわらず、本件議決権行使をしていることから、「決議の方法が法令……に違反」(831条1項1号)するのが原則である。

もっとも、Y社は、本件総会において、本件議決権行使に同意している。そこで、「株式会社が当該権利を行使することに同意した」(106条ただし書)といえることから、Bは、「議決権を行使することができる株主」にあたるのではないか。

ア 106条本文は、共有に関する株式の権利行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」(民法264条ただし書)を設けたものと解される。その上で、106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該「同意」をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する「特別の定め」である同条本文の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式について議決権行使がなされた場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の「同意」をしても、当該議決権を行使した者が「議決権を行使することができる株主」にあたることはないというべきである。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、

株式の「管理に関する事項」として、民法 252 条本文により、「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決」せられるものと解するのが相当である。

イ 上記のとおり、本件議決権行使は 106 条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本件議決権行使の対象となった議案は、①取締役の選任、②代表取締役の選任並びに③本店の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転であり、これらが可決されることにより直ちに本件株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件準共有株式の「管理に関する事項」として、「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決」せられるものというべきである。

そして、本件議決権行使をした B は本件準共有株式について 2 分の 1 の持分を有するにすぎず、また、残余の 2 分の 1 の持分を有する X が本件議決権行使に同意していないことは明らかである。そうすると、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえず、民法の共有に関する規定に従ったものではないから、Y 社がこれに「同意」しても、B が「議決権を行使することができる株主」にあたることはない。

ウ したがって、「決議の方法が法令に……違反」したものと認められる。

(2) また、本件準共有株式の数は 2000 株であり、Y 社の発行済株式総数 3000 株の 3 分の 2 もの割合を占めることからすると、B が本件議決権行使をしたという「違反」の「事実」は「重大」であって、「決議に影響を及ぼさない」(831 条 2 項)とも認められない。

したがって、裁量棄却(同項)も認められない。

4 よって、X の請求は認められる。

注 1) 2(1)第 1 段落については、最判平 26.2.25 参照。

注 2) 2(1)第 2 段落以下について、最判平 2.12.4【百選 9】は、「株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、商法 203 条 2 項〔注：会社法 106 条 1 項。以下同じ。〕の定めるところに従い、右株式につき『株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人』(以下『権利行使者』という。)を定めて会社に通知し、この権利行使者において株主権を行使することを要するところ……、右共同相続人が準共有株主としての地位に基づいて株主総会の決議不存在確認の訴えを提起する場合も、右と理を異にするものではないから、権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときは、特段の事情がない限り、原告適格を有しないものと解するのが相当である。しかしながら、株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議

がされたとしてその旨登記されている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有するものというべきである。ただし、商法 203 条 2 項は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、発行済株式の全部を準共有する共同相続人により権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として株主総会の開催及びその総会における決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、右規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである」と判示している。

また、最判平 3.2.19 も、「株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、商法 203 条 2 項の定めるところに従い、右株式につき『株主ノ権利ヲ行使スべき者一人』(以下『権利行使者』という)を定めて会社に通知し、この権利行使者において株主権を行使することを要するところ……、右共同相続人が準共有株主としての地位に基づいて同法 415 条〔注：会社法 828 条 1 項 7 号〕による合併無効の訴えを提起する場合も、右と理を異にするものではないから、権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときは、特段の事情がない限り、原告適格を有しないものと解するのが相当である。しかしながら、合併当事会社の株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、共同相続人の準共有に係る株式が双方又は一方の会社の発行済株式総数の過半数を占めているのに合併契約書の承認決議がされたことを前提として合併の登記がされている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、共同相続人は、右決議の不存在を原因とする合併無効の訴えにつき原告適格を有するものというべきである。ただし、商法 203 条 2 項は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、株式を準共有する共同相続人により権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として、合併契約書を承認するための……株主総会の開催及びその総会における……決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、同法 203 条 2 項の規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである」と判示している。

本判例では、Xの原告適格が認められていることから、上記の「特段の事情」があるとされたものといえる（富上智子・最判解民事篇平成27年度（上）34頁）。

注3）共有株式の権利行使者の指定方法について、最判平9.1.28【百選10】は、「持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである」と判示している。

ただし、共有株式の持分価格の過半数を有するとしても、協議を経ることなく、一部の共有者のみで権利行使者を定めることはできないとされている（大阪地判平9.4.30、大阪高判平20.11.28 参照）。

注4）「当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情」について、調査官解説では、全部取得条項付種類株式の取得を決定する議案（171条1項、309条2項3号）、会社の発行する全部の株式を譲渡制限株式とする定款変更の議案（107条1項1号、309条3項1号）が具体例として挙げられている（富上・前掲書36頁）。また、学説上は、小規模閉鎖的な会社における取締役の選任、組織再編行為などが具体例として挙げられている（福島洋尚・百選27頁）。かかる特段の事情が認められる場合には、「変更」行為として、「他の共有者の同意」（民法251条）が必要となろう。

注5）最判昭53.4.14は、「有限会社において持分が数名の共有に属する場合に、その共有者が社員の権利を行使すべき者一人を選定し、それを会社に届け出たときは、社員総会における共有者の議決権の正当な行使者は、右被選定者となるのであって、共有者間で総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取決めがされ、ある事項について共有者の間に意見の相違があっても、被選定者は、自己の判断に基づき議決権を行使しうる」と解すべきである」と判示している。